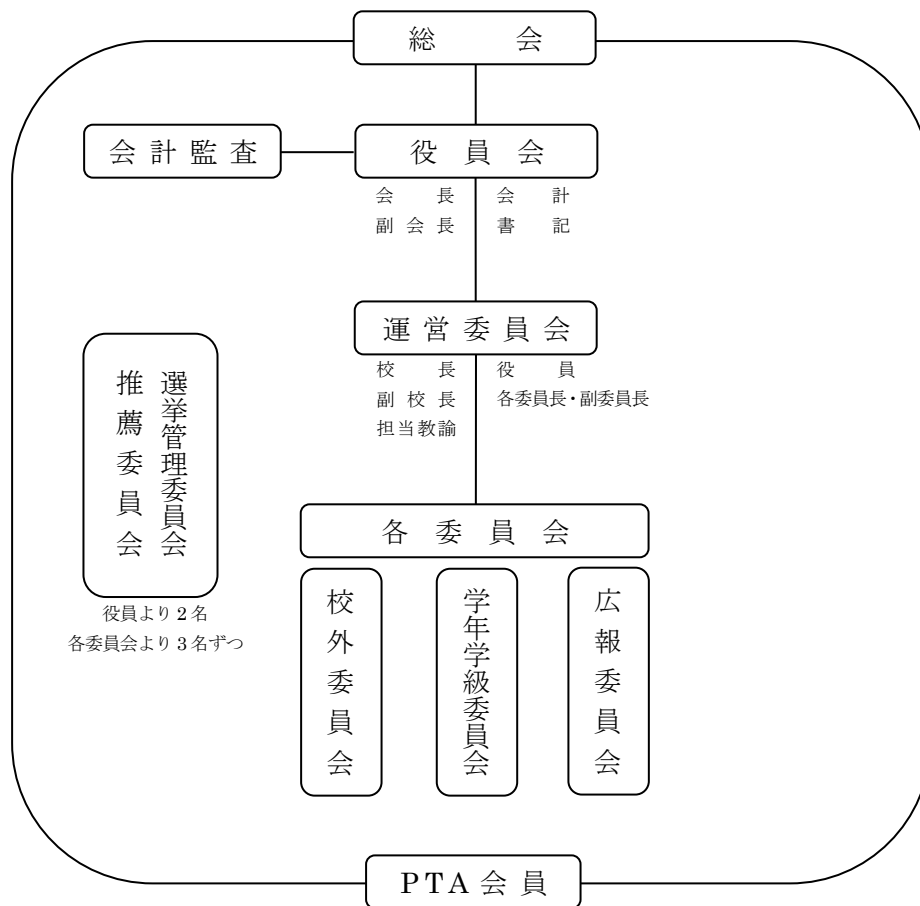


組 織 図



細 則

- 規約第22、27条について
 - 選挙管理委員会と役員・会計監査委員候補者推薦委員会（以下推薦委員会という）の構成は次のとおりである。
 - 校外委員・学年学級委員・広報委員から各3名、「選挙管理委員・推薦委員」候補者を選出する。この候補者の中から、計2名で選挙管理委員会を構成する。ただし、立候補者があった場合は若干名選挙管理委員を増員することもある。選挙管理委員以外の委員が推薦委員となる。
 - 推薦委員会は、推薦委員と選出された運営委員会の中から2名、教職員の中から2名で構成する。
 - 両委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 選挙管理委員・推薦委員は、役員および会計監査委員になることはできない。
但し、当該役員選挙において立候補者および被推薦者が規定数に達しない場合に限り、自ら立候補することを妨げない。
- 新たに選ばれた役員および会計監査委員は、4月1日をもって就任する。
- 規約第42条について
 - 各委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
 - 各委員会には、教職員が所属する。
- 規約第43条について
 - 校外委員は、各地域班より1名を選出する。
 - 学年学級委員・広報委員は各学年の保護者よりクラス数×1名を選出する。

(3) 校外委員・学年学級委員・広報委員、各種委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6. 規約第15条について

(1) 教職員の役員は校長に一任し、年度初めの定期総会において承認を得る。

7. 規約第19条について

(1) 会計監査委員は前年度会計、または、前年度運営委員より2名を選出する。

8. 通信費について

通信費については、下記基準により支給するものとする。

(1) 1年間の通信費として、運営委員会については3,000円支給するものとする。

(2) 1年間の通信費として、各委員会の委員長および副委員長については1,000円支給するものとする。

(3) 通信費の支給については、現金支給とし、各自、領収証に署名・捺印の上、受領する。

(4) 通信費の支給については、年度末総会の日に支給するものとする。

9. 付則

本細則は、PTA規約施行日より施行する。

令和 3年 3月 15日 細則を改定

令和 3年 6月 3日 細則を改定

令和 4年 11月 1日 細則を改定

令和 5年 5月 10日 細則を改定